

## 熱損失防止改修工事で住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合，その家屋の固定資産税額（ $120 \mathrm{~m}^{2}$ まで） の 3 分の 1 相当を減額します。

## 減額される要件

$\nabla$ 平成20年1月1日以前から存在する住宅 （賃貸住宅を除く）で，改修後の床面積が $50 \mathrm{~m}^{2}$ 以上 $280 \mathrm{~m}^{2}$ 以下であること。
$\nabla$ 令和 2 年 3 月31日までの間に，次の（1）の工事，または（1）と合わせて（2）から（4）の工事 を行った住宅で，改修部分がいずれも現行 の省エネ基準に適合し，改修工事に要した費用（補助金等を除く）の合計が50万円を超えるもの。
（1）窓の断熱改修工事（必須）
（2）床の断熱改修工事
（3）天井の断熱改修工事
（4）壁の断熱改修工事

## 減額の期間と範囲

改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額（ $120 \mathrm{~m}^{2}$ 相当分まで） の 3 分の 1 を減額。
※平成29年4月1日以降の改修により認定長期優良住宅となった場合は 3 分の 2 を減額。

## 手続き

改修工事完了後 3 カ月以内に，建築士事務所に登録する建築士•指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」 と納税義務者の住民票の写し，認定通知書 の写し（長期優良住宅の場合のみ）を添付 し申請してください。
※申請の際にマイナンバーの記載が必要で す。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので，番号確認書類（通知力 ード等）と本人確認書類（免許証やパスポー トなど）をご持参ください。また，郵送の場合には写しを同封してください。なお，マイ ナンバーカード（個人番号カード）を取得 された人は，当カードのみで確認できます。

認な等


 －M N






縣









\＃\＃


## 国所号




記


##         <br> 媊す。 <br> 得 <br> 障かざいのある人の軽自動車税を減免

平

## 由間は7月1日（月）まで

障がいのある人が，次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合，軽自動車税の減免を受けられます。※対象となる身体障害者手帳等 （減免対象範囲）の要件があります。
（1）障がいのある人が車を所有し，自分で運転する場合
②障がいのある人が車を所有するか，障がいのある人が18歳未満 または身体障がい 1 級• 2 級，知的•精神障がい者等であるとき は，同一生計の人が所有し，もっぱら障がいのある人のために運転する場合
（3）身体障がいのある人等のみで構成される世帯で生活する人が所有する車を常時介護する人が運転する場合

## 平成31年度の納税通知書と印かん，運転免許証，自動車検査証，

身体障害者手帳等を持って7月1日（月）までに税務課市民税係 へ申請してください。※年度途中の減免や自動車税（普通自動車等）の減免と合わせて受けることはできません。

減免対象範囲など，詳細は，お問い合わせください。

